

高速道路機構・会社の業務点検検討会 設置要綱

(設置)

第1条 国土交通省道路局に、高速道路機構・会社の業務点検検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本検討会は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び各高速道路株式会社(以下、「会社等」という。)のこれまでの成果や今後の課題等について点検を実施するにあたり、専門的、技術的見地から有識者の方々から意見を伺うことを目的とする。

(検討会の委員)

第3条 検討会の委員は別紙のとおりとする。

2 委員の任期は、検討会の検討が終了するまでの間とする。

(座長、副座長)

第4条 検討会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

3 座長に事故があるときは、副座長が、その職務を代理する。

(検討会の成立条件)

第5条 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

2 やむを得ない事由により検討会を開催しない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果を持って検討会の議決に代えることができる。

(委員等以外の者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第 7 条 検討会は非公開とする。ただし、検討会において特に必要があると認められた時は、公開とすることができる。

2 検討会資料、議事概要及び議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、検討会において特に必要があると認められたときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 8 条 検討会の庶務は、国土交通省道路局総務課高速道路経営管理室及び道路局高速道路課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、検討会の議事の手続その他運営に関し、必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

別 紙

いしだ はるお
石田 東生 筑波大学大学院教授

おおぐし ようこ
大串 葉子 新潟大学経済学部准教授

お ばた じゆんこ
小幡 純子 上智大学法科大学院教授

かじかわ とおる
梶川 融 太陽有限責任監査法人代表社員会長

ね もと としのり
根本 敏則 一橋大学大学院教授

は とう えいじ
羽藤 英二 東京大学大学院教授

(敬称略 五十音順)